

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（規則六 一二）の一部を次のように改正する。

別表第一こども女性相談センターの項 中「次長」を「副所長」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。